

中札内村スポーツ振興奨励事業補助金の交付申請について

(令和5年4月1日改正)

中札内村教育委員会

中札内村では、村民が自主的に行うスポーツ振興事業を支援するために、予算の範囲内で事業費の補助を実施しています。

1. 補助対象事業

中札内村のスポーツ振興に寄与するもので、おおむね次の事業を対象とします。

- (1) スポーツの振興のための研修調査
- (2) スポーツ大会、スポーツ教室等の開催（10名以上の参加者が必要）
- (3) 各種スポーツ大会の参加旅費
- (4) その他教育委員会が適当と認める事業

2. 補助対象経費 ※スポーツ大会の参加旅費を除く

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、負担金（交流会費・懇親会費を除く）、その他教育委員会が適当と認める経費を対象とします。ただし、需用費のうち、食糧費（団体等の事業が交流を目的とするものは除く）は原則補助対象外経費とします。

3. 経費の補助

事業区分	補助率	限度額
(1) スポーツの振興のための研修調査	補助対象経費の1/2以内	50万円
(2) スポーツ大会、スポーツ教室等の開催	補助対象経費の4/5以内	
(3) 各種スポーツ大会の参加旅費	補助対象経費の10/10以内 ※一般（高校生以上）は補助対象経費の1/2以内	

※同一の事業に対する補助は同一年度内に1回まで（大会の参加旅費を除く）

4. 各種スポーツ大会の参加旅費

(1) 対象者

- ①中札内村に住所を有する者及び村内の学校に在学する者
(選手・マネージャーとして大会に登録されている者)
- ②大会において中札内村に住所を有する小中学生を引率する指導者
(大会登録選手が10名未満の場合は1名、10名以上の場合は2名まで)
- ③その他教育委員会が特に認めた者

(2) 補助対象経費

経費	内容
交通費	①鉄道・航空費等 実費額 ②自家用車 1kmあたり37円(中札内村～大会会場の距離) 北海道外の大会の場合は対象外 ③借上車 借上料を乗車人数で除した額
宿泊料	1泊につき8,000円(補助対象経費の上限)
参加費	大会要項等に指定されている実費額

(3) 補助率・助成回数等

項目	小・中学生	高校生以上(一般)
補助率 (限度額)	補助対象経費の10/10以内 (50万円)	補助対象経費の1/2以内 (50万円)
助成回数	制限なし	年度内2回まで
大会要件	※十勝管内の大会等及び予選・選考等がない北海道外の大会等は対象外	①国・都道府県・都道府県教育委員会等が主催・共催・後援する大会 ②日本スポーツ協会・北海道スポーツ協会に属する団体等が主催・共催・後援する大会 ③その他教育委員会が特に認める大会 ※十勝管内の大会等及び予選・選考等がない北海道外の大会等は対象外

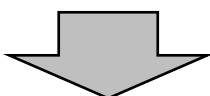
5. 申請の流れ

各種スポーツ大会の参加旅費の申請をする場合は、大会の開催までに十分な時間がないケースもあるため、別途ご対応いたします。大会の参加が決定した時点で教育委員会にご連絡ください。

① 申請書の提出

原則として事業実施の1か月前までに、必要書類を添えて「補助金等交付申請書（第1号様式）」を教育委員会へ提出してください。

〈添付書類〉事業計画書（事業実施要項等がある場合は添付）、収支予算書など

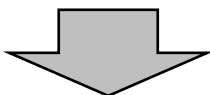


② 交付決定

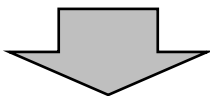
毎月開催される定例教育委員会（会議）で交付決定を行います。決定後、「補助金等交付決定通知書（第2号様式）」を申請者に送付します。

※事業内容に大幅な変更がある場合はすみやかに「補助金等変更承認申請書（第3号様式）」を提出してください。

※事業実施前に概算払いを受けようとする団体等は、「補助金等概算払申請書（第5号様式又は第6号様式）」を提出してください。決定後、補助金を交付します。



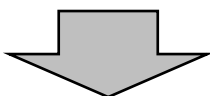
③ 事業実施



④ 実績報告

事業が終了しましたら、すみやかに「補助金等実績報告書（第8号様式）」を提出してください。

〈添付書類〉事業の成果報告書、収支決算書など



⑤ 補助金の額確定

書類を審査し、「補助金等の額確定通知書（第9号様式）」を送付します。

※決定後、補助金を交付します。

※概算払いを受けている場合で、余剰金が発生したときは「補助金等の返還通知書」を送付しますので、指定の期日までに返還してください。